

○千歳市公設地方卸売市場条例

昭和47年12月13日

条例第33号

(最終改正 令和2年3月25日条例第6号)

(設置)

第1条 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、公設地方卸売市場（以下「市場」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項の卸売市場をいう。）に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- (2) 仲卸業者 市場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者をいう。
- (3) 買受人 市場において卸売業者から卸売を受け、又は仲卸業者から生鮮食料品等の販売を受ける者（仲卸業者を除く。）をいう。
- (4) 附属営業人 市場において市場の機能の充実及び市場を利用する者の便益のために営業（以下「附属営業」という。）を行う者をいう。
- (5) 市場関係事業者 卸売業者、仲卸業者、買受人及び附属営業人をいう。

(名称、位置及び面積)

第3条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

- (1) 名称 千歳市公設地方卸売市場
- (2) 位置 千歳市上長都958番地の1
- (3) 面積 49,461平方メートル

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる生鮮食料品等とする。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品
- (2) 生鮮水産物及びその加工品
- (3) 鳥卵その他の日常生活の用に供する食料品で市長が認めるもの
- (4) 花きのうち種苗、花木、はち植えのもの、枝物（花又は紅葉し、若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法により加工されたもので市長が認めるもの

(開場日)

第5条 市場は、次に掲げる日（以下「休場日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年1月4日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して、休場日に開場し、又は開場日に休場することができる。

(開場の時間等)

第6条 開場の時間及び卸売業者の行う卸売の販売開始時刻は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知して、これらを臨時に変更することができる。

- (1) 開場の時間 午前7時から午後4時まで
- (2) 卸売の販売開始時刻
 - ア 5月1日から10月31日までの間 午前7時30分
 - イ 11月1日から翌年4月30日までの間 午前8時

(業務の許可及び承認)

第7条 市場において卸売の業務を行おうとする者及び市場において附属営業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市場において仲卸の業務を行おうとする者及び市場において買受の業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(誓約書及び保証金)

- 第8条 卸売業者及び附属営業人は、前条第1項の規定による許可を受けた日から起算して、30日以内に誓約書を市長に提出し、及び保証金を納付しなければならない。
- 2 仲卸業者及び買受人は、前条第2項の規定による承認を受けた日から起算して30日以内に、仲卸業者にあつては誓約書を市長に提出し、及び保証金を納付し、買受人にあつては誓約書を市長に提出しなければならない。
- 3 市場関係事業者は、第1項又は前項の手続が終了した後でなければ、業務を開始してはならない。
(保証金の充当)
- 第9条 市長は、市場関係事業者(買受人を除く。次条において同じ。)が第15条に規定する使用料その他市場に関して納付すべき金額の納付を怠つたときは、前項第1項又は第2項の保証金をもつてこれに充てることができる。
(保証金の返還)
- 第10条 第8条第1項又は第2項の保証金は、当該保証金を納付した市場関係事業者がその資格を失つた日から起算して30日を経過した後でなければ、これを返還しない。
(市場施設の使用)
- 第11条 市場関係事業者が使用する市場施設(市場内の土地及び建物その他施設をいう。以下同じ。)の使用条件は、市長が別に定める。
(目的外使用の禁止)
- 第12条 市場関係事業者は、第7条第1項の許可及び同条第2項の承認を受けた目的以外に市場施設を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。
(原状変更の禁止)
- 第13条 市場関係事業者は、市場施設において造作若しくは模様替をし、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により承認を受けた市場関係事業者は、市場施設の返還の際に、これを原状に回復し、又はその費用を弁償しなければならない。
(損害賠償の義務)
- 第14条 市場施設を故意又は過失により、破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。
(使用料等)
- 第15条 市場施設の使用料は、別表の範囲内で市長が別に定める額を基礎として算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 2 市場施設(会議室を除く。)の使用期間が1月に満たない場合の使用料は、その使用日数に応じ、前項の基礎額を日割によって計算して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 3 市場施設を使用する者は、前2項の使用料を翌月10日までに納付しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、会議室使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 市場において使用する電灯、電力、ガス、電話、上水道、下水道、ごみ処理及び暖房等に要する費用は、市場施設(会議室を除く。)を使用する者の負担とする。
(使用料の還付)
- 第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(届出義務)
- 第17条 市場関係事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 住所、氏名又は名称を変更したとき。
- (2) 法人の代表者に変更があつたとき。
- (3) 市場における取引を廃止したとき。
(許可又は承認の取消等)
- 第18条 市長は、市場施設について管理上必要があると認めるときは、第7条第1項の許可並びに同条第2項及び第13条第1項ただし書の承認の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を執ることができる。
(運営委員会)
- 第19条 市場の公正及び円滑な運営を図る施策に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、千歳市卸売市場運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員15人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 関係業者
 - (2) 生産者
 - (3) 消費者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市の職員

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
(委員長及び副委員長)

第21条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第22条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員会の庶務)

第23条 委員会の庶務は、市場主管課において行う。

(監督)

第24条 市長は、市場の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、市場関係事業者に対してその業務又は取扱物品の販売について必要な指示をすることができる。

(秩序の保持等)

第25条 市場を利用する者は、市場の秩序を乱す行為をしてはならない。

- 2 市長は、市場の秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、利用の制限その他必要な措置を執ることができる。

(清潔の保持)

第26条 市場関係事業者は、市場施設の清潔を保持し、物件の整理に努めなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、北海道知事から開設の許可があつた日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の千歳市公設地方卸売市場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年3月30日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の千歳市公設地方卸売市場条例の規定は、この条例の施行の日以後の売買取引について適用し、同日前の売買取引については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月27日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の千歳市公設地方卸売市場条例第50条第1項(中略)の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成9年3月26日条例第6号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の千歳市公設地方卸売市場条例(以下「第1条の規定による改正後の条例」という。)第28条第4項、第31条第1項、第32条第2項から第4項まで、第36条から第39条まで、第42条第1項及び第43条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の売買取引について適用し、施行日前の売買取引については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の条例第50条第1項(中略)の規定は、この条例の施行日以後の市場又は食料品卸センターの使用に係る使用料について適用し、施行日前の市場又は食料品卸センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成9年9月25日条例第23号)
この条例は、交付の日から施行する。
附 則(平成12年3月28日条例第25号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成14年9月20日条例第27号)
この条例は、平成15年1月1日から施行する。
附 則(平成17年10月1日条例第41号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成25年12月13日条例第32号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の千歳市公設地方卸売市場条例の規定は、この条例の施行の日以後の売買取引及び市場施設(市場内の土地及び建物その他施設をいう。以下同じ。)の使用料について適用し、同日前の売買取引及び市場施設の使用料については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の千歳市公設地方卸売市場条例第50条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の市場施設(市場内の土地及び建物その他施設をいう。以下同じ。)の使用料について適用し、同日前の市場施設の使用料については、なお従前の例による。
附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の千歳市公設地方卸売市場条例(以下「改正前の条例」という。)第5条及び第15条の規定により市長の許可を受けている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の千歳市公設地方卸売市場条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の規定により市長の許可を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第11条の2及び第12条の規定により市長の承認を受けている者は、改正後の条例第7条第2項の規定により市長の承認を受けたものとみなす。

別表（第15条関係）

市場使用料

種別	使用区分	使用料計算の単位	使用料額
卸売業者市場使用料	卸売業者	卸売金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）	1000分の5に相当する額
卸売業者売場使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	110円
仲卸業者売場使用料	仲卸業者	1平方メートル1月につき	110円
冷蔵庫建物使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	550円
定温庫建物使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	550円
倉庫使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	220円
買荷保管所使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	110円
事務所使用料	卸売業者 仲卸業者 附属営業人	1平方メートル1月につき	330円
会議室使用料		1時間につき	110円
更衣・休憩室使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	330円
書庫使用料		1平方メートル1月につき	330円
空地使用料		1平方メートル1月につき	33円
湯沸室使用料		1平方メートル1月につき	330円
附属営業店使用料	附属営業人	1平方メートル1月につき	440円
関連商品売場使用料	附属営業人	1平方メートル1月につき	110円
その他の施設使用料		市長がその都度定める。	市長がその都度定める。